

## 愛西市マンション管理適正化法に係る管理計画認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定に関し、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 省令第1条の2第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書（様式第1号）

2 省令第1条の2第2項の市長が不要と認める書類は、同条第1項各号に掲げる書類とする。

(変更の認定申請)

第3条 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更（省令第1条の9で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更認定申請書（様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、変更の認定申請（以下「変更認定申請」という。）をしなければならない。

(変更の認定通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査の上、相当と認めるときは、変更認定通知書（様式第3号）に同条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 認定申請をした者又は変更認定申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第4号）を

市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。